

さいたま市市民活動及び協働の推進基金

（愛称：さいたまマッチングファンド）

登録団体募集要項

# 目 次

募集要項	.....	P 1	~	P 3
様 式	.....	P 4	~	P 6

## 1 趣旨

さいたま市は、市民の皆さんが寄附を通して市民活動を応援できるしくみとして「さいたま市市民活動及び協働の推進基金」（愛称：さいたまマッチングファンド）を創設し、基金を活用した助成制度を行っています。

この基金では、市民活動全般を応援する寄附のほかに、あらかじめ登録した市民活動団体の中から、応援したい市民活動団体を希望して寄附することができます。

基金に登録する市民活動団体を募集しますので、是非、ご応募ください。

## 2 登録制度の概要

- ① 市民や企業の方から団体を希望して寄附していただくためには、あらかじめ基金の登録団体になる必要がありますので、団体登録の申請をしてください。申請は随時受け付けます。
- ② 団体登録の申請は、さいたま市市民活動推進委員会で審査を経て決定します。委員会による審査は年7回程度予定しています。
- ③ 登録を決定した団体については、市のホームページ上で活動を紹介し、寄附を募集します。登録団体は、市民や企業に対して自らの活動等を積極的に発信し、寄附を募ってください。
- ④ 登録団体の支援を希望する寄附があった場合、登録団体がその寄附を活用して行う公益的な事業に対して助成します。助成は4月と10月の年2回実施します。
- ⑤ 助成金は、さいたま市市民活動推進委員会の審査を経て、交付を決定します。寄附者の意向は尊重いたしますが、必ずしも団体の申請どおりに決定されるとは限りません。また、寄附金の一部は市民活動全般に対する助成事業に活用されます。

## 3 団体登録の要件

基金への団体登録を申請することができるのは、以下のいずれにも該当する団体です。

- ① さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年条例第19号。以下「条例」という。）第2条第1項第3号に規定する市民活動団体であること
- ② 申請日現在で、さいたま市内で概ね1年以上継続した活動実績がある団体であること
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと

- ⑤ その他市長が適当でない判断した団体でないこと

#### 4 登録の手続き

基金への登録を希望する団体は、以下の書類を作成して、団体登録の申請を行ってください。申請は随時受け付けます。

##### ① 必要書類

ア 団体登録申請書（様式第1号）

イ 団体の規約又はこれに準ずるもの

ウ 団体の役員名簿及び会員名簿

エ 直近事業年度の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの

オ 団体目的等についての確認書（様式第2号）ただし、法人は提出する必要はありません。

カ 成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第3号）ただし、法人は提出する必要はありません。

キ その他（団体の活動状況を補足説明する資料等、審査の参考となるもの）

##### ② 提出先 市民協働推進課

所在地 〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階

E-MAIL : kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp

問合せ先 TEL : 048-813-6404

FAX : 048-887-0164

※ 申請書は郵送、持参又はE-MAILでご提出ください。持参される場合の受付時間は、8時30分から17時15分まで（土・日・祝日を除く）です。

#### 5 登録の審査・決定

団体登録の申請は、さいたま市市民活動推進委員会で登録の要件を満たしているかどうか審査を行い、審査結果に基づいて登録を決定します。審査は年7回程度予定しており、審査結果は通知します。

#### 6 登録後の手続き等

① 市は、ホームページに登録団体の団体登録申請書類を掲載し、団体の活動状況を広く市民に紹介します。

② 市民から、登録団体を応援したい寄附があった場合には、登録団体に対して寄附者を

お知らせする（匿名の場合を除く）とともに、助成金を申請できることを通知します。

助成金の申請受付は4月と10月の年2回を予定しています。

年度の途中で事業計画を変更や追加して助成金を申請することは困難が予想されますので、寄附があってから2年間助成金を申請できます。（4回申請の機会があります）2年を経過すると助成金の申請はできませんのでご注意ください。

- ③ 助成金の審査は、さいたま市市民活動推進委員会が行い、委員会の審査に基づいて助成金の交付を決定します。

助成金を申請できる事業は、団体の活動趣旨に沿って、地域又は社会の課題解決のために行う非営利で公益的な事業で、活力のあるまちづくりに貢献する事業です。

審査は以下の基準で行います。

ア 社会貢献性 解決に取り組む課題は、団体の活動趣旨に沿っており、地域又は社会にとって必要性があり、事業の実施が地域社会の発展につながるか。広く市民に成果が還元される公益性のある事業か。

イ 発展性 事業の実施を通して団体の活動が発展し、本市の市民活動の活発化につながるか。

ウ 実現可能性 事業実施期間内に確実に終了できる方法、計画で立案され、実施体制が確立されているか。

エ 経費の適正性 事業を実施する経費が適正に計上されているか。資金計画が現実的で適切か。

- ④ 助成金を活用した事業については、事業終了後に事業報告書を提出いただき、市のホームページ上で紹介します。

- ⑤ 登録の有効期間は登録決定の通知の日から3年間です。引き続き登録を希望する場合には、改めて申請手続きを行ってください。

様式第1号（第3条関係）

さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録申請書

年 月 日

さいたま市長 あて

団 体 名

代表者氏名

当団体は、さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録要綱第2条に該当するので、下記のとおりさいたま市市民活動及び協働の推進基金登録団体への登録を申請します。

記

団体名			
事務所の所在地	〒		
代表者氏名			
設立年月日		会員数	
活動の目的			
市内の活動地域			
さいたま市での活動内容			
今後の活動方針			
市民に対するPR			
ホームページ	有 (URL ) / 無		

様式第2号（第3条関係）

団体目的等についての確認書

年 月 日

さいたま市長 あて

団 体 名

代表者氏名

当該団体は、下記のいずれの事項にも該当することを確認しました。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 4 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

様式第3号（第3条関係）

成年被後見人等に該当しないことについての確認書

年 月 日

さいたま市長 あて

団 体 名

代表者氏名

下記の役員については、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを確認しました。

役職名	氏名（ふりがな）

注）証明書類の添付は不要です。